

基準 11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1 の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

「学校法人吉備学園寄附行為」及び「岡山商科大学学則」に基づき様々な規程が定められている。

就業に関しては「岡山商科大学就業規則」において服務における基本的事項が定められ、詳細な取り扱い等については別途規定しているほか、「学校法人吉備学園文書取扱規程」「岡山商科大学事務分掌細則」「岡山商科大学公印使用手続」（内規）などに基づいて日々の業務を遂行している。

その他組織倫理に関わる規程としては次のように個別に規定し、委員会を設置するなど対応を行っている。

- ア. セクシュアル・ハラスメントについては「岡山商科大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、当規程に基づき「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が設置されている。教職員から相談員を任命し、万一の場合の相談体制を確立するとともに、啓発のためのリーフレットを作成した。
- イ. 個人情報の保護については「岡山商科大学における個人情報保護方針」「岡山商科大学個人情報保護規程」を制定しており、学内掲示や本学 Web サイト（ホームページ）及び学生便覧などで周知を行っている。職員研修においても当該問題に関する研修を行い、理解を深めた。
- ウ. 「科学研究費補助金」に関しては「岡山商科大学科学研究費補助金に係る内規」及び「岡山商科大学科学研究費補助金内規取扱」を規定し、補助金に係る厳正な取扱を定めている。その他委託研究、共同研究などの外部資金の受入れに関しては、本年度設置した「産学官連携センター」で関連諸規程を整備し、今後の運用に備えている。
- エ. 人権教育に関しては「岡山商科大学人権教育委員会規程」により「人権教育委員会」を設置し、人権に関する教育や啓発に配慮している。
- オ. 「岡山商科大学教職員の懲戒に関する規程」及び「岡山商科大学教職員懲戒委員会規程」に基づき、万一、本学教職員の服務に関する問題が発生した場合、その事実認定及び必要に応じて懲戒処分を行うことになっている。

(2) 11-1 の自己評価

本学の組織倫理に係わる規程については、ほぼ整備されているといえるが、問題が散見されるものがある。

個人情報やセクシュアル・ハラスメントに関しては、社会の状況に応じて規程の整備を行っており、教職員の認識を喚起する役目を果たしている。ただし、個人情報やハラスメントに関しては制定以降、認識の向上について継続的な取り組みが払われているとはいえない。また、本学はセクシュアル・ハラスメントに関する規程しか設けていないが、現在ではハラスメントのもつ意味も拡大しており、それらの整備がなされていない現状は認識する必要がある。

学内ネットワークに関しては、「岡山商科大学学内ネットワークシステム委員会規程」を設け、「学内ネットワークシステム委員会」を設置しているが、ネットワーク全体を包括する規程（利用倫理やセキュリティなど）は設けられておらず、ネットワークが発達した現在においては、明文化されたガイドライン等を示して、今後の指針とする必要があろう。

「科学研究費」を始めとする研究費等の受け入れに関しては、本学は全学的な受け入れ態勢が構築されていなかったが、「産学官連携センター」の創設で本年度から順次、規程整備を初めとする受け入れ体制の整備を進めている。現在その結果について判断するときではないが、「科学研究費」をはじめ共同研究・委託研究等の受け入れに関する規程については整備を終えているので、近い将来適切な運用がなされることが予測される。

「人権教育委員会」は現在あまり活発な活動行われているとは言えない。

懲戒に関する規程は適切に整備されている。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会状況の変化に応じて組織倫理のありかたも大きく変貌を遂げている。とりわけネットワークに関する包括的な規定は、早急に整備する必要があり「岡山商科大学学内ネットワークシステム委員会」で検討を行う。また、ハラスメントの定義拡大に伴い、それに対応した規定の検討も今後は必要となろう。

その他の組織倫理に係わる各委員会（「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」「岡山商科大学人権教育委員会」）では意識向上を継続して取り組む体制の構築を行う。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2 の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2 の事実の説明（現状）

ア．保険の加入

学生活動全般の事故や怪我に備えて、大学が費用を負担して学生は保険に加入している。また、危険性の高いスポーツに関しては別途保険の加入を義務付け、費用は体育会本部（学生自治組織）が負担して加入をしている。

イ．学生相談

学生生活の相談については、「学生課」を窓口として適宜対応し、学生のトラブル等に備えている。また、留学生の増加に伴い、留学生を中心に対応する担当部署を設け、「学生課留学生係」がその対応を行っている。日本の文化等に不慣れなことから生じるトラブルを

回避するため、入学時「生活習慣勉強会」を行うとともに、学生生活を円滑に過ごすことができるよう生活全般にわたるサポートを行い、勤務時間内はもちろん、勤務時間外のトラブルにも迅速に対応できるよう配慮している。中国からの留学生が圧倒的多数を占める現状に鑑み、中国人の専任職員を配置している。

心のケアについては、専門の「心療内科医」を本学嘱託職員として採用し、週 1 回カウンセリングにあたっている。

イ. AED の設置

平成 19(2007)年から守衛室に AED（自動体外徐細動器）を設置し、学生や教職員の突発的な怪我や病気等に備え、早期の救命処置に対応した。

ウ. 警備員の配置

夜間と祝祭日には、警備員を常駐させて学内の警備にあたらせ、安全管理を行っている。

エ. 被災者ボランティア協定

岡山県と平成 15(2003)年 3 月に「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」を締結し、県内で大規模災害が発生した場合に、被災者の生活再建のための各種支援をおこなうボランティア活動に協力することになっている。

オ. 自衛消防団の設置

学長を隊長とする「自衛消防団」を組織し、災害時の消防活動の指針を示している。火災訓練は適宜行っており、非常の対応に備えている。

カ. 個人情報の保護

学生、教職員に個人情報については、上記「基準項目 11・1」で述べたとおり、「岡山商科大学における個人情報保護方針」「岡山商科大学個人情報保護規程」を制定して情報漏えいに対応している。学生名簿には学生の問い合わせに関する対応について明記し注意を喚起するとともに、特に問い合わせが集中する「学生課」では、共通認識のもと厳重に対応している。教員の連絡先等については、原則として応じないよう認識を共通化している。

キ. 麻疹対策

平成 19(2007)年度、爆発的に流行した麻疹に対しては、同年 5 月 17 日（木）に学生 1 名の罹患が確認された時点で、教学部を中心として全学的意思統一の下に、罹患者拡大時を想定した休講等の対応策を検討した。同年 5 月 18 日（金）には学長を本部長とする「対策本部」を正式に設立して感染者の拡大に備え、2 例目の罹患が確認された同年 5 月 30 日（水）には、当該「対策本部」が召集され、翌 30 日（木）から 6 月 8 日（金）までの休講及び学生の構内立ち入り禁止措置を講じた。当該情報については本学ホームページ等で学生及び関係者へ周知し、「講義案内システム」では電子メールによる案内通知を送付した。また、保護者へも詳細な対応についての案内文を郵送し、その徹底を図った。

施設関連の安全管理については、「基準項目 9・2」でその詳細を述べているため、ここでは省略する。

(2) 11-2 の自己評価

本学の危機管理体制は、上述のような対応を行っており、それぞれの事例において必要な危険回避のための措置はとられていると言える。例えば、学内には 24 時間体制で警備体制が敷かれており学内の安全について措置されている。しかし、近接地に所在する学生寮・

学生駐車場など、さらに安全対策の向上を図る必要がある。また、各事例への対応は現状として個別的対応となっており、これを統括的に管理する総合的な方針等が必要である。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、より迅速かつ適切に対応できるよう危機管理に対する包括的な規程・方針等を策定する必要があることは第一に挙げられる。その上で個々の個別事項についても、さらに対応策の充実を図る。

最近、岡山市内の大学で PC 機器盗難により個人情報的大量に紛失するという事態が発生した。盗難は個人情報保護の観点からも対策が重視されなければならない。物的盗難防止のみならず、いざという事態に備えた教学関係をはじめとする学内の個人情報・機密情報への二重、三重のアクセス防止対策を講ずるほか、受配電機器、PC 等の電子機器等の緊急対応等について検討する必要がある。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3 の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3 の事実の説明（現状）

ア. Web サイト（ホームページ）

学内の出来事を外部へ広報する手段としてまず挙げられるのは、本学 Web サイト（ホームページ）である。トップ画面の「News and Topics」では最新の行事予定や学内ニュースを要約して伝え、教員のプロフィールのページには各自の研究業績成果等を要約して掲載している。学内発行物も PDF 形式（アドビ社の文書ファイル形式）でサイトに公開しているが、一部の公開に留まっているのが現状である。

イ. 『岡山商科大学学術研究叢書』

本学教員の学術研究の奨励と発展に寄与することを目的とし、本学では『岡山商科大学学術研究叢書』を刊行している。これは本学教員が執筆して年 1 回叢書を刊行するもので、刊行に当たっては「同研究叢書刊行規程」に基づき学内審査を経て執筆者を決定している。完成した同叢書は学内教員へ配布するほか、他大学の図書館及び公的研究機関へ寄贈することが規定されている。

ウ. 各種論叢

「岡山商科大学学会」では、『商大論叢』『法学論叢』を定期的に発行しており、それぞれの専門分野に関する本学における研究成果について学外へ公開する役割を果たしている。『商大論叢』は年 3 回、『法学論叢』は年 1 回、定期的に刊行を行っており、学内教員への配布及び外部関連機関約 200 箇所への送付を通じて広く研究成果を公表している。

エ. 「岡山商科大学学報」

本学の教育研究活動を分かりやすくその概要を伝えるのが「岡山商科大学学報」である。

年 4 回、1 回につき約 5,000 部を発刊し、そのうち 3,000 部程度は外部の企業や他大学等及び学生の保護者に送付している。残りは学内で配布されるほか、学生募集のために使用されている。PDF ファイルにより Web サイトにも掲載しており、卒業生などを含め学内外に広く周知している。

オ.『岡山商大社会総合研究所報』・『商大レビュー』

「社会総合研究所」では『岡山商大社会総合研究所報』（以下『所報』と略す）及び『商大レビュー』という冊子を発刊している。『所報』は本学で行われる研究のうち、「同研究所」の研究助成を受けた研究活動の報告が主な内容となっているおり、本学の学際的な性格を有したものである。「同研究所」の後援会会員をはじめ希望者には無料で配布するほか、全国の大学図書館を始め、研究機関への配布も行ってきた。なお「所報」は今年度から各種論叢に統合することとし、廃刊となっている。『商大レビュー』は公開講演会の抄録、各教員の研究報告など学術的なトピックから高大連携・産学連携、学生生活に関することまで幅広く広報するための冊子である。本学でのイベント・講演会時の配布を行うなど、主として外部への配布を通じて本学の教育研究活動を広く公開する性格を有している。

カ.「ニュースリリース」

平成 18（2006）年度から毎週学内の行事予定について、「ニュースリリース」を作成し関係諸機関にファクシミリ等で送付している。本年度からはトピックを絞り込み、より詳細な内容の「ニュースリリース」を作成して、その都度関係機関に配布、教育研究活動の取り組みの公開を促進している。

(2) 11-3 の自己評価

ア. Web サイト（ホームページ）

本学の Web サイト（ホームページ）は、大学の顔として最新の活動状況を提供することを目的としてシステム化（事務から簡単にデータの更新が行えるシステム）の整備を行っており、現在一定の結果が得られている。また、最新の情報を伝えるために、トップ画面の「News and Topics」の更新には、「総務企画課」を中心として情報の収集及び提供を呼びかけている。

イ.『岡山商科大学学術研究叢書』

若手教員の学術研究を奨励するとともに発展に寄与することを目的にしているが、例年執筆希望者は若干名である。予算状況等からみて毎年の刊行を続けていくのは厳しい状態になっている。

ウ. 各種叢書

『商大論叢』及び『法学論叢』は、学内の関係者及び関係諸機関に配布しており、本学の研究活動について、適切な広報が行われている。

エ.「岡山商科大学学報」

「岡山商科大学学報」の刊行は本学「総務企画課」で行っている。評議会や教授会の事務を担当する「総務企画課」が担当となり、学内情報を適切に収集することができており、発行にあたっては学生、教職員、他大学や企業、高校、保護者など広範な対象に配布・発送を行っている。本学報の性格として学内の情報を分かりやすく広範に伝えることを目的としており、それに照らして的確な公開がなされているといえる。

オ.『岡山商大社会総合研究所報』・『商大レビュー』

大学内の教育研究成果は『岡山商大社会総合研究所報』及び『商大レビュー』を通じて、適切に広報されている。

「所報」については上記のとおり今年度から刊行が中止されることとなったが、「商大レビュー」は学術的なトピックスを広範囲に広報することを目的としており、所掌する部署だけでなく、対外業務を司る複数の部署を通じて広く配布されて、適切な広報体制が敷かれている。

カ.「ニュースリリース」

本年度（平成 19(2007)年度）から「ニュースリリース」の送信について、重点的なものをピックアップして取り上げることとしたので、本学の取り組みがより明確に伝わっている。

キ. 公表

上記全ての事項の作成、公開にあたっては、それぞれ定められた手続により内容を検討し、最終的に学長（理事長）又は事務局長の決裁をもって公表している。刊行物の配布については、学内のみならず学外の関係諸機関へも広く配布している。以上の点から概ね適切に広報活動を行う体制が整備されてはいるが、更に各種情報の発信・伝達に努める必要がある。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

学術情報については、それぞれが発刊する機関誌により外部への教育研究成果公開を行ってきており、それぞれに十分な役割を果たしている。しかし、「岡山商大社会総合研究所報」は本年度（平成 19(2007)年度）から刊行が中止となっているほか、本学の研究成果発表の大きな柱ともいえる「学術研究叢書」についても、執筆希望者が少ない現状にある。今後はそれぞれの役割を再度検討、整理したうえで、刊行内容に応じた統合等も将来的に必要となるのではないだろうか。

広く外部へ公開する意味からも、刊行物の電子媒体化と公開のためのシステム及び関連規程の整備を検討する必要がある。

また、より一層のパブリシティ活動の充実に努める必要がある。

〔基準 11 の自己評価〕

本学の「基準 11」の各基準項目における措置は、それぞれ個別には十分な対応がなされているといえるが、残念ながらそれぞれを包括的に規定する条文や方針、事業計画が不足しているため、各々の取り組みが統一性にかかる感は否めない。「組織倫理」「危機管理」及び「広報活動」においてそれぞれ柱となる基準を策定するとともに、組織的な統一を必要としている。

〔基準 11 の改善・向上方策（将来計画）〕

今後は、「組織倫理」「危機管理」及び「広報活動」のそれぞれの分野において、包括的な規程の整備を順次行い、組織的な共通認識の基で各分野における統一された方向性を見出す必要がある。